

令和8年狛江市教育委員会第7回定例会会議録

日 時 令和8年7月9日（木）15：00～16：10
場 所 狛江市防災センター3階会議室
出席委員 教育長 柏原 聖子
委 員 齊藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子
事務局 （議案説明者）
教育部長 波瀬 公一 教育政策監 鈴庄 美苗
教育部理事(兼)指導室長 松倉 淳之介 学校教育課長 中村 貞夫
公民館長 瀧川 直樹 図書館長 刈田 美江子
傍 聴 1名

1 付議案件

- (1) 議案第56号
狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会設置要綱

2 報告案件

－議会報告－

- (1) 令和8年狛江市議会第2回定例会の結果について

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
(2) 児童生徒用タブレット端末の適正使用について
(3) 夏季施設等における熊対策について
(4) 他地区の学校での火事に対する対応について
(5) 市立小・中学校の臨時休業について
(6) 夏休み子ども・中高生スペース事業の概要について
(7) ティーンズルーム事業利用者への空室貸出試行事業について
(8) 「狛江市立公民館の活動の記録（令和7年度）」の発行について
(9) 「令和7年度図書館・図書室事業報告書」の発行について
(10) 狛江市立中央図書館臨時窓口の臨時休館について

教育長 ただいまから、令和8年狛江市教育委員会第7回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「齊藤委員」を指名します。
それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第56号「狛

江市立中学校チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)設置検討委員会設置要綱」について、審議します。

本件は、狛江市立中学校チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)設置検討委員会の設置に伴い、その運営に必要な事項を定めるものです。詳細は指導室長から説明します。

指導室長 本要綱は、狛江市立中学校チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)開設の必要性について検討を行うため、狛江市立中学校チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)設置検討委員会を設置し、その運営に関して必要な事項を定めるものです。まずは、第1回検討委員会において、チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の開設の必要性について検討を行う予定です。第1回検討委員会で開設が必要との結果に至った場合には、2回目以降に設置に係る設備、人員等について具体的な検討を行う予定としています。なお、本要綱は、公布の日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員 本市では、これまでも不登校に対して、学校内外に様々な施設や制度を導入し、取り組んできました。特に、校内教育支援センターとしての校内別室指導に対して校内支援員を配置するとともに、教育支援センターの適応指導教室である「ゆうゆう教室」も指導の充実を図っていると伺っています。チャレンジクラスは、現在ある校内教育支援センターやゆうゆう教室とは何が違うのでしょうか。また、特別な教育課程を作成して取り組むということで、設置に向けて様々な課題があり、スムーズに進めている自治体とそうではない自治体もあるようです。今後の設置に向けた課題について詳しく説明してください。

指導室長 チャレンジクラスとは、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるように、中学校内に特別な教育課程を作成して、ゆとりある生活スケジュールを実現し、実態に応じた支援を行うものです。学びの多様化を目指すものですが、いわゆる不登校特例校ではなく、通常の学校の中に固定の特別支援学級のように設置されます。教員が配置され、教育活動が行われることが特徴です。市内全域から生徒が通うため、登校時刻や下校時刻を工夫することで、生徒が通いやすくなります。

校内教育支援センターは、主として自学自習を進めるものであり、不登校生徒の居場所としての機能が大きいです。一方で、チャレンジクラスは教員が配置されるため、通常の学級での指導と同様の学習を進めることができます。

ゆうゆう教室は、社会的自立を目指すための指導と学習の援助を行い、在籍学校で過ごすことができるようにすることを目的としています。心理職と教員が連携して指導に当たっており、チャレンジクラスとは異なる手立てで不登校生徒の成長を促しています。

なお、チャレンジクラスは、特別な教育課程となるため、自校であっても学籍を変更しなければならない点が、ゆうゆう教室や校内教育支援センターとは異なる

る部分です。狛江市の不登校生徒の実態に即して、開設の必要性を検討する必要があります。

課題として挙げられるのは、教員を配置する際に校内の場所を特定する必要があることと、教員の人数等を要請する必要があることです。加えて、生徒がチャレンジクラスを利用するにあたり、特別な教育課程となるため、学籍の変更が必要であることも大きな課題と捉えています。

佐伯委員 チャレンジクラスの目指すところは理解しましたが、設置に向けては保護者の理解を得る必要もあり、難しい部分があると感じました。現状では、何名くらいの利用者を見込んでいるのでしょうか。それに対して、教員数も変わってくると思いますので、利用者数と教員の配置について教えてください。

指導室長 令和6年度の狛江市における不登校等の調査結果において、中学校の不登校生徒の出現率は8.3%であり、115名が対象となりますが、転籍を決断してチャレンジクラスを利用しようとする生徒の数は未知数です。なお、教員の配置については、チャレンジクラス設置校種別に東京都教育委員会が4～6名の加配教員数を配置することになります。

佐伯委員 教員数について、通常の学級編成では、児童生徒の人数によって教員の人数が変わりますが、チャレンジクラスの場合はどうなりますか。

指導室長 教員数は、チャレンジクラスの在籍生徒数及び年間の在籍生徒数の増減等を考慮し、東京都教育委員会が4～6名の範囲で判断します。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（1）議案第56号「狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会設置要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（1）議案第56号は「可決」されましたので、承認します。

次に、議会報告（1）「令和8年狛江市議会第2回定例会の結果について」、報告を求めます。

教育部長 令和8年狛江市議会第2回定例会は、令和8年5月21日から6月19日までを会期として開会されました。

開会日初日の5月21日には、「令和8年度狛江市一般会計補正予算（第1号）」が可決されました。教育関連としては、東京都から、狛江第一中学校が体育健康教育の推進校に指定されたことにより50万円の歳出予算を計上するとともに、東

京都からの委託金を歳入予算として見込み、同額を計上しました。また、市立小中学校の詳細なネットワークアセスメント結果を踏まえた、必要な機器等の入替えに必要な予算として、920万円の予算を追加計上するとともに、本事業に伴う歳入として、ネットワーク環境事業債830万円を計上し、当初予算と合わせ、総額2,160万円の地方債を計上しました。

6月19日の本会議最終日においては、教育委員会に意見聴取がありました「狛江市立図書館設置条例の一部を改正する条例」が全会一致で可決されるとともに、市長から「狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」が提案され、森昌子氏の任命が同意されました。任期は令和8年8月21日から令和12年8月20日までとなります。また、「文化財等保管施設新築工事請負契約について」、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求め全会一致で可決されました。

なお、教育委員会関連の一般質問の質疑・答弁の概要は、資料のとおりですが、地域学校協働活動について、小1の壁解消・軽減に向けた取組について、熱中症対策について、文化財等資料の収集方針等を含めたコレクション・マネジメント方針について、こまえみらいテラスのスタディーコーナーについて、施設予約システムについて等の質疑がありました。

詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

教育長 それでは、議会報告に対する質疑・意見を伺います。なければ、次に事務報告を受けます。

次に、事務報告（１）「狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について」、報告を求めます。

学校教育課長 令和8年7月1日付けにて、狛江市教育委員会事務局等の職員の人事異動を発令しました。

教育長 次に、事務報告（２）「児童生徒用タブレット端末の適正使用について」、報告を求めます。

教育政策監 令和2年度に導入した児童生徒用タブレット端末について、個別最適な学習や協働的な学習を促すような取組が進められ、各小・中学校で積極的に学習利用されているところです。

他方で、一部の児童生徒による不適切な利用、具体的には児童生徒間での盗難、他の児童生徒のアカウントを盗用した閲覧行為、ウェブサイトの閲覧を制限するソフトウェアの設定を無断で変更する行為等の事案が確認され始めています。

これらの事案で確認されている行為は、貸与の本来の目的である、学習効果の向上から逸したものであることはもとより、個人情報の漏洩や予期せぬ大きなトラブルに発展する可能性があります。

貸与しているタブレット端末の適正な取扱いについては、日頃より学校におい

て指導しているところですが、先の状況を踏まえ、家庭においても適切な指導が行われるよう、教育委員会から保護者に依頼をするものです。

教育長 次に、事務報告（３）「夏季施設等における熊対策について」、報告を求めます。

指導室長 夏季施設、日光やスキーへの移動教室、修学旅行における熊対策については、「狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱」第５条に基づき、各小・中学校より熊対策計画書の提出を求めています。本計画は、児童生徒の安全を最優先に確保するため、熊との遭遇リスクを未然に防ぐこと、そして万が一の際にも適切に対応することを目的としています。

まず、事前及び当日の基本的な対策です。はじめに、児童生徒への事前指導についてです。事前のオリエンテーションにおいて、「単独行動をしないこと」「必ず教員の指示に従うこと」「状況に応じて行程が変更される可能性があること」などを明確に指導し、安全意識の徹底を図ります。

また、当日は全児童生徒に熊よけ鈴を携行させるとともに、行動は必ずグループ単位とし、単独行動は禁止します。さらに、熊との遭遇リスクが高いハイキングや屋外での食事は実施しません。なお、移動する際には、教職員は熊スプレーを携行し、隊列の前後及び中央に配置して安全を確保します。

次に、現地での情報収集体制です。旅行業者や宿舎、近隣学校と連携し、熊の出没情報を随時収集します。また、公的な出没マップも毎日確認し、得られた情報は管理職や引率教員間で共有し、必要に応じて保護者へ周知します。

続いて、熊が出没した情報を取得した場合の対応です。熊の出没情報が確認された場合は、屋外活動を中止し、プラネタリウム見学などの屋内プログラムに切り替えます。状況に応じて行程の変更や短縮、宿舎待機など柔軟に判断します。

最後に、緊急時の連絡体制です。熊に関する危険情報を受けた場合は、担当者から責任者へ報告し、その後、教育委員会へ速やかに連絡します。状況に応じて保護者への連絡や活動中止、児童生徒の安全確保措置を迅速に実施する体制を整えています。

以上のように、本計画では「予防」「情報収集」「迅速な判断」「確実な連絡体制」の４点を柱として、安全対策を徹底できるようにして作成するように各校に指導しています。児童生徒が安心して活動できるよう、引き続き万全の体制で対応していきます。

教育長 次に、事務報告（４）「他地区の学校での火事に対する対応について」、報告を求めます。

指導室長 令和８年６月１９日午前１１時頃に北区立滝野川第三小学校で発生した火災を受け、令和８年６月２３日に臨時校長会を開催しました。

事前に臨時の安全点検を指示しました。具体的には、延長コードや分配タップなどを用いたタコ足配線、コンセント周辺の埃の状況、電源の発熱の有無と、防火扉が閉まった後の避難経路の確認を求めました。

そして、臨時校長会において、臨時安全点検の確認と、防火管理責任者としての職責、消防署への自衛消防訓練等の計画及び報告の確認を指示しました。加えて、ひさしなどに避難しないための避難経路の確認や、火災が想定外の場所でもあり得るという前提のもと、避難訓練の実施も指示しています。さらに、施設・設備管理状況を確認するために、令和7年度の日常の安全点検実施状況の確認を行っています。定期安全点検については、学期に1回以上の実施、と学校保健安全法施行規則で定まっていますが、狛江第二中学校においては、実施できていませんでしたので、校長に対し、業務改善報告書の提出を指示しました。これを機に各学校には、日常の安全点検に加え、毎月の安全点検を実施するよう求めています。なお、狛江消防署から警防課、予防課の方に来ていただき、校長会、副校長会で点検及び避難訓練の指導、助言をいただきました。今後も連携しながら取り組んでいきます。

教育長 次に、事務報告（５）「市立小・中学校の臨時休業について」、報告を求めます。

指導室長 まず、令和8年6月3日における台風第6号接近に伴う市立小・中学校の臨時休業です。

令和8年6月3日、狛江市に台風6号が接近し、6時30分の時点で市立小・中学校は、児童生徒の自宅待機を判断していましたが、7時25分に警戒レベル3の大雨警報が狛江市に発令されたため、自宅待機を継続しました。その後も解除の見通しがつかなかったため、10時30分にすべての市立小学校、11時5分にすべての市立中学校において、臨時休業の判断をしました。なお、警戒レベル3の大雨警報の解除は14時38分でした。

次に、令和8年6月22日、狛江第三小学校において、水道管の水漏れ及び不調により、校内の水道及びトイレが使用不可となったため、給食喫食後、全学年が下校になったことを報告します。

令和8年6月21日（日）に、漏水が判明したため水道局が来校し、対応していましたが、止水したままであることについて連絡が十分でなかったため、6月22日（月）午前6時30分に水が出ないことを学校関係者が確認しました。7時30分に指導室に連絡が入り、8時過ぎ学校教育課や施設課へ連絡、対応しています。その間、学校では給食室に給水するために開栓し、給食の調理を進めていました。10時30分頃、トイレの水が流れなくなり、近隣施設でのトイレ対応を進めましたが、水道の復旧の見込みがなく、午後の授業を取り止めることと判断しました。保護者にはメール等で通知し、連絡が取れなかった児童は学校で待機し、下校できる児童のみ下校させていました。午後2時頃には復旧し、トイレを利用できるようになり、翌日は通常どおり学校を運営できています。

教育長 次に、事務報告（６）「夏休み子ども・中高生スペース事業の概要について」、報告を求めます。

公民館長 学校一斉閉庁期間に合わせて、今年度は公民館の居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」を中央公民館で実施します。

実施期間は、8月10日（月）から14日（金）までの5日間となります。今年度も公民館利用団体等の皆様に御協力いただきながら、様々な体験ができる機会を提供します。

体験教室としては、紫外線について考える科学遊び教室、皿回し体験教室、明治大学公認ボランティアサークル LINKs による工作教室、小学生全学年向けの将棋教室等を行います。また、例年どおり、学習フリースペース、遊びのフリースペースも行うとともに、子ども食堂による昼食等の提供も予定しています。

このような取組を通じて、公民館が子どもや小学生、中・高生の居場所となるきっかけとなれどと考えており、各学校にチラシを配布するとともに、7月15日号広報でも周知します。

教育長 次に、事務報告（7）「ティーンズルーム事業利用者への空室貸出試行事業について」、報告を求めます。

公民館長 ティーンズルーム利用者のニーズが高いことから、こまえみらいテラス地下1階にあるサウンドスタジオの貸出事業を試行実施します。

試行期間は7月15日（水）から8月31日（月）までの夏休み期間となります。利用の際は、ティーンズルームのユースサポーターに利用の相談をすることで予約ができ、初回利用時のみ利用誓約書・保護者同意書の提出が必要となります。利用状況や中高生のニーズに合わせ、対象となる部屋の拡大、実施期間の延長等も検討する予定です。この取組を通じて、ティーンズルームを利用する中高生が公民館活動に興味を持ち、将来的に公民館団体との交流や、中高生自身での団体登録につながるきっかけになればと考えており、各中学校にチラシを配布します。

教育長 次に、事務報告（8）『『狛江市立公民館の活動の記録（令和7年度）』の発行について』、報告を求めます。

公民館長 本記録は、令和7年度中の公民館事業の実施状況と利用統計資料をまとめたもので、毎年度作成しています。

「令和7年度公民館事業のあらまし」として、1ページから5ページにかけて令和7年度に実施した公民館事業の一覧と令和7年度の公民館の当初予算を表にして掲載しています。7ページからは狛江市立公民館運営審議会の概要と令和7年度の開催状況を掲載しています。そして、10ページから35ページまでが、各事業の講座等の個別の実施状況の記録となっています。37ページからは「豊かな利用を進めるために」として、いべんと西河原、西河原公民館図書室の利用状況と図書室事業、西河原・中央両館の展示スペースの実施状況、公民館利用者懇談会の記録を掲載しています。

最後に51ページからが、令和7年度の公民館の利用統計資料となっており、公民館利用団体の活動状況が分かるものになっています。令和7年度の西河原、中央両館合計の利用件数は11,439件、前年度から2,356件の増、人数は113,013人、前年度から20,610人の増となっており、全体としては、中央公民館の改修前の水

準に戻っています。

本報告書は、教育委員会ホームページでも公開します。

教育長 次に、事務報告（９）『令和７年度図書館・図書室事業報告書』の発行について」、報告を求めます。

図書館長 本事業報告書は、図書館及び図書室の年度統計及び実施事業等をまとめたもので、毎年度作成しているものです。

本報告書の構成は大きく２つに分かれており、８ページからが統計について、２８ページからが実施事業について記載しています。８ページの「１ 総括表」は利用者数や貸出冊数等の主要な統計項目を一覧にしたものです。貸出利用者数ですが、令和７年度中に貸出利用した延べ人数となり、個人の全館・室合計で１７万５,２９９人、令和６年度より２０,８７７人の増となっています。個人の貸出数が増加に転じたのは、３年ぶりです。臨時窓口とこまえみライブラリーを合わせた中央図書館全体の貸出利用者数は１０万９,４９８人、令和６年度から１,８８１人の増となりました。増加の要因として、こまえみライブラリーが開館したことももちろんですが、臨時窓口単体での利用者数も増加していることから、２館に分かれたことにより、臨時窓口１館で運営していた頃よりも書架や展示スペースに余裕が生まれ、開架スペースが増えたことも増加要因の１つであると考えています。

次に実施事業についてです。２８ページからの事業報告にもあるように、子ども向け事業、成人向けサービス、利用支援サービス事業を実施しました。２９ページから３０ページにかけて、こまえみらいテラスオープニングイベントとして昨年１１月に開催した「藪内正幸の世界」の講座、原画展、お話を掲載しており、大変好評をいただいたイベントでした。こまえみライブラリーが開館したことにより、各種展示や施設見学なども多く受け入れる体制が整いました。

なお、本報告書は、図書館ホームページでも公開しています。

教育長 次に、事務報告（１０）「狛江市立中央図書館臨時窓口の臨時休館について」、報告を求めます。

図書館長 １１月１日開館予定の新設図書館の開設準備と蔵書点検のため、中央図書館臨時窓口を臨時休館します。期間は令和８年９月１日（火）から１０月３１日（土）までの２ヶ月間です。

臨時休館に伴い、８月１７日（月）から貸出分から、返却日は当該休館日を除いて延長されます。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

森委員 事務報告（２）について、児童生徒が使用しているタブレット端末は、学校では現在どのようなルールのもとで活用されているのでしょうか。また適切な利用について、これまでも通知などは出していたのでしょうか。これまでの教育委員

会の取組について伺います。

教育政策監

令和7年10月に教育委員会では、狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシーを全面改訂し、児童生徒への指導事項を新たに定め、学習用途の利用限定やIDやパスワードといった利用者認証情報の秘匿管理等を規定し、改めて適切な利用について規定面でも明確にしたところでした。

さらに令和7年度末には、学校から保護者に案内する通知について、一定の基準を示すべく、児童生徒が使用するタブレット端末の取扱いに関する通知ひな形を提示しました。同時に、児童生徒向けにも、適切なタブレット端末の利用に関するルールについて、ひな形を提示しました。学校においても、このようなひな形を有効に活用しながら、教室内に児童生徒向けに適切なタブレット端末の利用について案内を掲示したりするなどの取組も行っています。

貸与しているタブレット端末を含め、利便性の高いツールはそれを適切に利用できるだけのリテラシーが必要となります。学校での指導はもとより、家庭でも適切に指導されるよう、引き続き取り組んでいきます。

森委員

タブレットは学習に欠かせない一方で、長時間の利用や情報モラル、SNSの利用によって様々な課題が生じることも多いと思います。学習効果を高める一方で、ぜひ情報モラルについても配慮した適正な利用を、学校や保護者にも周知するよう引き続きお願いします。

斉藤委員

事務報告(3)について、学校の教育活動においては、安全確保が最優先されなければなりません。最近、熊の出没とそれによる被害が頻発しており、さらに熊が冬眠しなくなったことから、1年中熊の危険性に留意しなければならない状況です。このような中、熊の出没頻度が高い地区に宿泊することには疑問を感じます。

学校として十分な対策を講じることは当然ですが、人間に危害を加える野生動物に対して万全な対策を取ることは不可能です。冷静に考えると、決死の覚悟でそのような場所に行く必要が本当にあるのでしょうか。「君子、危うきに近寄らず」という考え方が最も安全であり、少なくとも東京の中心部で生活している限り、熊が襲ってくる可能性は極めて低いでしょう。6年前のコロナ禍における学校の対応を振り返ると、様々な行事が中止や延期されるなどの変更がありました。

現時点では、全国的に熊の被害で児童生徒が被害に遭ったことはありませんが、時間の問題ではないかと懸念しています。その中で、宿泊行事が何十年も日光方面などに行われてきたことから、現在も同様の計画を立てている学校の状況は想像できませんが、どんなに準備をしても万全とは言えないのが事実です。行き先の変更はあり得るのでしょうか。

指導室長

小学校5年生は八ヶ岳に、小学校6年生は日光へと、熊が出没する可能性が高い地域を訪れます。また中学校は冬に志賀高原や湯ノ丸でのスキー教室や、京都、奈良方面への修学旅行がありますが、都市部にも熊が出没しているため、情報を

収集する、活動を工夫する、現地スタッフの協力を得るなど適切に対応していきます。児童生徒の体験は大切ですが、安全の確保が前提となります。万が一の事故はあってはならないものです。今後は、熊対策について行き先を含めて検討し、安全第一で実施できるよう働きかけていきます。

斉藤委員

また、宿泊行事に関連する情報として、インバウンドは毎年、過去最高の来日者数を更新しています。京都や奈良には外国人観光客が多く、時には日本人がバスやタクシーに乗れない状況が発生しています。これまでの学校の宿泊行事の経験則に基づくと、5人や6人の子どもたちが1つの班となり、京都や奈良の市街を見学しています。子どもたちは、先生たちの指導のもと、何時何分にどこのバス停から、どこ行きのバスに乗るかといった細かいスケジュール表を一生懸命に作成します。しかし当日、バスはインバウンドの影響で満員になり、1人も乗れない状況がこの数年続いています。その中で、従来の経験則に基づいて京都や奈良に行くのは適切ではないと考えます。

京都や奈良の魅力には大きなアドバンテージがありますが、熊の件を含めて安全第一を考慮した場合、私が校長先生なら勇気ある決断をする必要があると思います。ぜひ今後はこうした危険地域や、状況が困難な地域への宿泊等について改めて検討していただければと思います。

続いて、事務報告（4）について、教育課程の届け出のとおり、学校は毎月安全指導日を設定しており、1年間を通して、避難訓練や不審者対応など、安全指導の取組を計画し、実施しています。

今回、他地区で起きた事故を考慮した際、安全指導を行うためには日常の安全点検が重要であり、その点に抜けがある可能性があると感じました。事故の詳細は分かりませんが、あれだけの火と煙が出ている中で、当該の先生が子どもたちをひさしで避難させた対応は果たして適切だったのでしょうか。

緊急に狛江市内で安全点検を実施していただき、指摘事項もあったと思います。ただし、安全指導だけでなく、日々の安全点検が実質的に機能しないと、いざという時に大きな問題が発生します。学校こそが、どの場面でも安全でなければならない環境を提供することが我々の責務です。日本で生まれて育っている以上、地震や雷、火事などの自然災害は避けて通れないものです。これらに対して常に意識を高め、鈍らせないことが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

指導室長

今回の安全点検により、コンセント周辺の整理が行われ、電気系統によるトラッキング現象から生じる火災の恐れは解消されました。また、防火扉が閉まる状態を確認することで、避難経路としてふさわしいかどうかの視点で、再度避難経路の点検も行われています。これまで、理科室や家庭科室等の火気を扱う場所からの出火を想定した避難訓練を実施してきましたが、どこでも火災が発生する可能性があることを考慮し、避難訓練の見直しも進められています。救助袋いわゆる避難シューターについても、利用方法を確認しているところです。

7月2日の校長会において狛江消防署より、自主防火や消防署と連携した避難訓練についての話をいただき、各学校は自衛消防について考えるきっかけとして

います。そして改めて、火事を起こさないことを意識してもらえたと考えています。

また、安全点検表については、記録をしっかりと残し、点検箇所をもれなく管理職が把握できるよう、文部科学省が用意している安全点検表を各校に周知し、活用するよう指示しています。昨年度に未実施だったところについては、指導室が同席の上、安全点検の実態を把握し、結果を改めて教育委員会に報告します。

教育長 学校では迅速に対応しています。教育委員会からの指示だけでなく、Wi-Fiの上の埃など、生徒には掃除できない場所も清掃したり、改めて救助袋の出し方を確認したり、救助方法の合理性も含めて検討しています。安心・安全な環境を目指して対策を積み重ねていきたいと思いますので、また御報告できるかと思います。本件について他には何かありますでしょうか。

佐伯委員 資料から今回の安全点検の詳しい内容までは読み取れませんでした。北区の小学校の火災は、安全管理上の盲点とも言えます。学校において火を使う場所は特定されていますので、理科室や家庭科室からの火災を想定した避難訓練は、標準的に行われています。しかし、音楽準備室から火が上がることは、日常の学校生活の中では考えられないことです。今回の事故の原因は、特別教室の準備室に私物の電気ストーブが持ち込まれたことにありますが、実際には校内の安全点検で準備室までは回りきれていなかったということになります。狛江市での安全点検の結果、実際に準備室に電気ストーブなどはなかったのでしょうか。

指導室長 現在、各学校にファンヒーターやストーブなどがあるか、また燃料と別に保管されているかを確認しているところです。

佐伯委員 一般的な火災予防について、電気ストーブなどに洗濯物を干すことは絶対に行ってはいけません。教員はもちろん、子どもたちが濡れたものをガスヒーターに干していることを厳重に注意する必要があります。そのような安全点検や訓練以前の基本的な部分について、見直す必要があると感じました。

教育長 過失は絶対に防がなければなりません。狛江市内には、全校を合わせて石油ストーブが26台あります。その中には、石油や灯油がまだ残っている事例もあったため、すべて空にして安全に保管できるように進めています。

佐伯委員 事務報告（５）について、今回台風の影響による臨時休校ということですが、学校を休まざるを得ないとなると、保護者の皆さんは自宅で過ごすための準備等々、手を煩わせることが十分予想できます。今回の件も振り返ってみると、もう少し早く判断できなかったのでしょうか。

指導室長 前回の報告と重なりますが、非常変災等（台風接近、異常気象、線状降水帯など）の発生時の対応について変更を行っています。児童生徒が見通しをもてる行

動や、保護者が対応の準備をできるように、前日の正午までに学校が対応を決定できるよう示しています。判断の目安となる警報等が1つでも発令されると予想される場合には、学びを止めないために、学校はオンライン授業を実施します。また近隣の公共交通機関が運休となる場合は、教職員の出勤が困難になることから臨時休業の決断ができるようにしています。各ゾーンで対応を決定し、近隣の学校の対応に違いがないようにすることで、児童生徒の安全を確保することを示しています。6月27日（土）に接近した台風についても、学校では6月29日（月）にオンライン授業での学習に対応できるよう準備は進めていました。

佐伯委員 今後は新しい取決めにに基づき、迅速な対応をお願いします。様々な新しいケースが発生した場合についても、臨機応変に改善してください。

また、先ほどの説明では、当日の報告によると6時30分の時点で自宅待機、7時25分で警戒レベル3ということから、この時点で休校判断は可能だったと思われます。なぜ休校としなかったのか、判断の遅さも今回指摘させていただきます。

それから水道管の水漏れ及び不調により、校内の水道とトイレが使用できなかった事案について、水道が止まったため午後の授業ができなかったということですが、子どもたちはトイレに行けず、困っていたと聞いています。もう少し迅速かつ適切に対応できなかったのでしょうか。また、今後同様のことが起きた場合の対応について、今回の反省を踏まえてどのように進めることができるのでしょうか。

指導室長 学校では、トイレを利用するために児童が長蛇の列で待っており、その間、漏水等でたまっていた水をバケツで汲んでトイレの水を流していました。また近くの猪方学童保育所や狛江消防署猪方出張所、狛江第二中学校等の近隣施設に連絡し、トイレを利用できるように進めていました。しかしながら、給食の喫食後にトイレの利用が増え、授業を続けることが困難であることが想定されたため、下校の判断となりました。

今回は、水道局が漏水に対応して止水したことについて、情報伝達が不十分であったことが課題として挙げられます。ライフラインが停止している同様の事態が生じた際に、児童生徒が安心して過ごせるよう、学校の休業は早く決断できるよう対応を見直していく方針です。

佐伯委員 ぜひ迅速な対応をお願いします。特に子どもたちにとってトイレの問題は常にデリケートなことです。大きな問題だと思います。子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちが困らないような判断を迅速かつ適切に行っていただきたいと思います。台風ばかりではなく、地震も多発していますので、様々な事例に柔軟で適切な対応が求められます。今後もより一層、子どもたちの安全と安心の確保に注力してほしいと思います。

小川委員 狛江第三小学校の水道管の不調に関する件は、これで終了したのでしょうか。

- 指導室長 水道局の修繕により、6月22日14時30分に水が流れるようになりました。翌日から学校は通常どおり運営できるようになり、本件はこれで終了したことであります。
- 小川委員 事務報告（6）の夏休み子ども・中高生スペースについて、今年度が「こまえみらいテラス」で初めての実施となります。この事業を今後も継続していくためには、公民館以外の団体や他部署との連携・協力が重要ですが、外部の方と連携した取組がありましたら教えてください。
- 公民館長 工作教室を実施するLINKsは、明治大学のボランティアサークルで、市民活動支援センターの登録団体として、センターを通じて市のイベントに御協力いただいております。夏休み子ども・中高生スペースには、今回初めて御協力いただくことになりました。
- 今年度の子ども食堂は、ごはんと居場所の連絡会と就労支援事業所メイに委託して実施する予定です。ごはんと居場所の連絡会は、市民活動支援センターがネットワーク化の支援をしている連絡会であり、市内の子ども食堂の皆さんには本事業の開始時より御協力をいただいております。
- 引き続き、市内で活動している団体等と連携をして事業を進めていきたいと考えています。
- 小川委員 市民活動支援センターの登録団体とのことで、新しい連携・協力団体を発掘できて良かったです。地域の子どもたちのために事業を行いたい、という方々は他にも沢山いらっしゃると思いますので、今後も様々な方面からコラボレーションできそうな団体を継続的に発掘していただきたいと考えています。
- 森委員 今年の夏も猛暑が予想されています。夏休みは子どもたちが外で思い切り遊ぶことが難しい中で、公民館で実施される夏休み子ども・中高生スペースの取組は、子どもたちが安全に過ごし、様々な体験ができる貴重な機会だと思います。特に、皿回しや紫外線について考えるストラップづくりには、私自身も大変興味があり、子どもたちも非常に楽しみにしているのではないかと思います。このような事業の周知はチラシのみでしょうか。
- 公民館長 周知はチラシを基本とし、ホームページ等でも広報します。
- 森委員 チラシだと見逃してしまい、後で気がついて残念に思う子どももいると思いますので、周知を積極的に行っていただきたいと思います。ぜひ子どもたちが「行って良かった」、「また参加したい」という夏休みの居場所となることを期待しています。
- 小川委員 事務報告（7）について、ティーンズルーム事業利用者への空室貸出試行事業は、若い世代の公民館利用につながる前向きな取組だと思います。事業実施に至

った経緯を教えてください。

公民館長 ティーンズルームを設置するきっかけの1つにもなった、令和6年10月に狛江市立公民館運営審議会より提出された「市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等について」という答申の中で、「ティーンズルーム利用者が、サウンドスタジオやクラフトスタジオ、キッチンスタジオ等を使用できる日を確保すること」という提言をいただきました。

実際にティーンズルームを利用する中高生からも、サウンドスタジオの利用を求めるニーズが挙がっており、今回、ティーンズルーム事業の一環として試行実施をすることになりました。

小川委員 試行期間は夏休み期間のみですが、試行後の展開について伺います。ティーンズルームは、利用する中高生は無料だと思いますが、別の部屋を利用する場合の使用料はどうなるのでしょうか。

公民館長 試行実施の状況を見ながら、試行実施の継続や他の貸室での実施等も検討していきたいと考えています。使用料については、ティーンズルーム事業として実施するため、無料とする方針です。

森委員 事務報告（8）について、公民館の活動の記録は非常に読みごたえがありました。令和7年度は、市民センターを改修し、「こまえみらいテラス」としてリニューアルオープンという大きな転換期でしたが、既存の事業についても規模を縮小して西河原公民館で実施するなど、限られた条件の中で充実した事業展開をされていたと感じました。

また、例年実施している、子ども将棋教室や子どもの実験教室、市民大学等については、毎年参加者も多く、多様な学習ニーズに応えていると考えています。

新設された「ティーンズルーム」については、利用者が参加するワークショップである「サクセンカイギ」を通じて中高生自身の意見を反映させ、オープン直後から中高生の貴重な居場所となっているようで、これからの展開が楽しみです。

引き続き、今後も市民のニーズに合わせた事業を企画・実施していただければと思います。また、活動の記録に関しても、こまえみらいテラス同様に何かリニュアルを検討しても良いタイミングではないでしょうか。また内容を確認したところ、事務報告の中に担当した職員の名前が記入されていました。個人情報の取扱い等も含めて検討をお願いします。

小川委員 公民館の活動記録は、毎年非常に充実しており、素晴らしいと思います。今回は、中央公民館の閉館中に西河原公民館がどれほど有効に活用されたかに着目して拝読しました。51ページの公民館利用状況を見ると、中央公民館の改修期間中、西河原公民館の利用は大幅に増加しています。すぐに予約済みの部屋で埋まり、予約が取りにくい印象の西河原公民館でしたが、公民館の利用時間帯を4区分にしたことにより、中央公民館の利用の受け皿になったことに加え、更なる活用の

余地が生まれて良かったです。

35ページのスタディーコーナー・学習フリースペースについて、中央公民館の改修期間中は西河原公民館で実施され、リニューアルオープン後はこまえみらいテラスに移行され、常設されたあとは、利用者が非常に多くなっています。これは、西河原公民館での実施によって、もともと存在していた利用ニーズがさらに掘り起こされ、現在の利用拡大につながっていると思います。

このことを踏まえ、西河原公民館は目の前に公園が広がっており、眺めが良く、落ち着いて勉強する環境として適していますので、西河原公民館にも学習スペースの取組を継続していただきたいと思います。

事務報告（９）について、こまえみらいテラスがオープンし、図書館の利用者は大幅に増えています。しかし、貸出利用者数は、リニューアルによって減少した分が戻っておらず横ばいで、貸出冊数は令和３年度から徐々に減少しており、リニューアルとは関係なく、本を読む方年々少なくなっていると読み取りました。

リニューアル後、図書館の本を貸し出すという機能だけで見れば、貸出利用者数は横ばいですが、交流や出会いの場としての図書館の機能は大幅に向上していると考えています。図書館の利用状況の経年変化を、貸出冊数や貸出利用者数だけではなく、イベントの回数や種類、来場者数、年齢構成の変化なども指標にして、比較できると変化がわかりやすいと感じました。

40ページからの利用支援サービスについては、高齢者への配本や点訳、録音資料、大活字の本の貸出、外国の方向けの利用支援も図書館のサービスとして実施していて良いと思います。公民館事業では、外国の方向けに日本語の支援や各国の料理、文化を紹介するイベントを実施しています。こうした公民館のイベントと連携し、日本語の本や外国の本を紹介すると、利用者がさらに広がると感じました。また、高齢者向けの電子書籍サービスのサポートや支援事業を強化して、便利な電子書籍を更に広めていただきたいと思います。

43ページ以降にある「図書館活動を支える人たち」の部分について、和装本を作る夏休みボランティア体験の取組が面白そうな事業と感じました。図書館ボランティアの方は年間で756冊の図書を行っているのとあり、小さいお子さんがいる家庭では、毎日目にする絵本がボロボロになっていることも多いので、図書館ボランティアの方の技術を活かして、小さいお子さんがいる家庭向けに本の修理を紹介するイベントを開催すると面白いと思いました。

最後に、事務報告（10）について、中央図書館臨時窓口の臨時休館は9月1日から10月31日までの2ヶ月となっていますが、休館後、新図書館の開館に伴い、そのまま閉鎖されるのでしょうか。

図書館長

11月1日が新設図書館の開館日になりますので、臨時窓口は10月31日をもって閉鎖する予定です。

教育長

他になければ、以上をもちまして、令和8年狛江市教育委員会第7回定例会を開会します。

狛江市教育委員会

教育長 _____

斉藤委員 _____